(カ) (ア)から(オ)までの規定にかかわらず、1.895.04MHzを超え1.896.192MHz以下、1.901.952MHzを超え1.903.104MHz以下及び1.903.68MHzを超え1.904.832MHz以下の周波数帯においては、任意の1.152MHzの帯域幅における平均電力が－12dB以下の値 (キ) (ア)から(オ)までの規定にかかわらず、1.920MHzを超え1.930MHz以下の周波数帯においては、任意の10MHzの帯域幅における平均電力が親機にあつては－30dB以下、子機にあつては－15dB以下の値 ［53～70　略］	［53～70　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に受けている時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話に使用するための無線設備に係る電波法（以下「法」という。）第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明若しくは法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）又は法第三十八条の三十三第二項に規定する技術基準適合自己確認は、この省令の施行後においてもなお効力を有する。

3　この省令の施行の際現にされている時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話に使用するための無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例によることができる。

○法務省令第四十二号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の一部の施行に伴い、及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第五十八条の規定に基づき、更生保護事業費補助金交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月十日

法務大臣　小泉　龍司

更生保護事業費補助金交付規則の一部を改正する省令

更生保護事業費補助金交付規則（平成十八年法務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（補助の対象及び限度） **第二条**　［略］ 一　［略］ 二　法第二条第三項に規定する通所・訪問型保護事業における金品を給与する事業（就職時の身元保証を得るために要する経費を給与するものに限る。） 三　［略］ ［2・3　略］	（補助の対象及び限度） **第二条**　［同上］ 一　［同上］ 二　法第二条第三項に規定する一時保護事業における金品を給与する事業（就職時の身元保証を得るために要する経費を給与するものに限る。） 三　［同上］ ［2・3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にしたこの省令による改正前の更生保護事業費補助金交付規則に規定する一時保護事業に係る決定、承認その他の処分又は申請その他の手続は、それぞれこの省令による改正後の更生保護事業費補助金交付規則に規定する通所・訪問型保護事業に係る決定、承認その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

○法務省令第四十三号

更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第四十六条第一項第二号及び第四十九条の二第四号の規定に基づき、更生保護施設における処遇の基準等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月十日

法務大臣　小泉　龍司

更生保護施設における処遇の基準等に関する規則の一部を改正する省令

更生保護施設における処遇の基準等に関する規則（平成十四年法務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除き、法において使用する用語の例による。 ［項を削る。］	（定義） **第二条**　この規則において「継続保護事業」とは、法第二条第二項に規定する継続保護事業をいう。 2　この規則において「更生保護施設」とは、法第二条第七項に規定する更生保護施設をいう。